

事業承継等に関する支援継続について

【担当省庁】内閣府、経済産業省

これまで、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点、国のプロフェッショナル人材事業をもとに、中小企業の中核人材、副業・兼業人材のマッチングだけでなく、事業承継を支援することで、京都が培ってきた産業の多様性や魅力を次代に受け継いできたところ。

しかしながら、プロフェッショナル人材事業の財源となる「新しい地方経済・生活環境創生交付金（プロフェッショナル人材事業型）」による支援は、道府県における事業の自走化を見据えて、令和9年度で終了する方針が示され、支援額についても年々縮小している。

生産年齢人口の減少に伴い、人手不足が深刻化する中で、休廃業により中小企業が長年培ってきた技術・ノウハウや働く場が失われる懸念が強まっており、厳しい経営環境にある中小企業の人材獲得を支援するためにも、**「新しい地方経済・生活環境創生交付金（プロフェッショナル人材事業型）」のうち体制拡充事業について、当初の補助率へ戻すとともに期限を延長**いただきたい。

また、中小企業の事業承継を後押しするため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく非上場株式等の引き継ぎに伴う**税制上の特例措置の適用期限延長及び申請手続の簡素化**を行うなど、事業承継の促進に向けた環境整備を実施いただきたい。

【現状・課題等】

- 京都府では、全国に先駆けて、新商品・サービスの開発、販路開拓、生産性向上等に取り組む中小企業と中核人材等のマッチングを支援するほか、後継者不足に悩む中小企業に対して、コーディネーターが課題を聞き、後継希望者との事業譲渡契約の締結、マッチング後の事業継続まできめ細やかに対応してきたところ。
- 各地域の金融機関においても、中核人材等のマッチング支援や事業承継支援は実施されているものの、財務基盤が弱い小規模企業等は手数料を負担できないため、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点に対する支援ニーズは高く、国の支援なしに自走化するのが困難な状況にある。
- 平成30年度税制改正により、創設された事業承継税制の特例措置においては。特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで、納税猶予を受ける際に必要となる都道府県の知事認定対象となる贈与・相続は令和9年12月31日までのものとされている。計画の確認申請及び認定申請に要する書類が複雑であり、申請者からも簡素化を求める意見があるほか、申請の不備による指摘・修正も多く、1件あたりの認定に時間を要している。

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 中小企業総合支援課(075-414-4826/075-366-4357)
---------------	--

【国の事業等】

■新しい地方経済・生活環境創生交付金〔内閣府〕 3,000 億円

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。（デジタル田園都市国家構想交付金の後継制度）

【京都府の取組】

■中小企業事業継続・承継支援強化事業 58,240 千円

（公財）京都産業 21 に設置する京都中小企業事業継続・創生支援センターにおいて、コーディネーターによる個別相談・助言、セミナー開催などを通じて、府内中小企業の事業継続・承継支援を実施

■京都府での特例承継計画の確認及び認定状況（平成 30 年度～令和 6 年度）

特例承継計画の確認申請：561 件

うち、贈与・相続に伴う知事認定：267 件